

2020 年度 予算編成と行財政運営に ついての申し入れ



2019年11月22日 市長に提出

日本共産党静岡市議会議員団

目 次

2020年度予算編成と行財政運営についての申し入れ	1
重点要望	2
<各局個別要望>	
総務局	4
企画局	6
財政局	7
市民局	8
観光交流文化局	9
環境局	11
保健福祉長寿局	12
子ども未来局	15
経済局	17
都市局	19
建設局	21
消防局	22
上下水道局	23
教育局	24

2019年11月22日

静岡市長

田辺信宏様

日本共産党静岡市議会議員団

団長 内田 隆典



2020年度予算編成と行財政運営についての申し入れ

日頃より、静岡市民の安心安全、地域経済の活性化、少子化対策をはじめ市政発展のため尽力されていることに敬意を表します。

さて、安倍政権による10月1日の消費税引き上げは、日本経済に深刻な影響を与え、さらに消費税の逆進性により低所得者の生活はより厳しさを増しています。また、台風15号及び19号、その後の大雪では、東日本各地で甚大な被害が発生しましたが、現行の被災者生活再建支援制度の不十分さから、被災者の日常生活への復帰は困難を極めています。

このような時こそ、貴職が、国の悪政から住民の命とくらしを守る防波堤となって、福祉の増進を図る地方自治体の本来の責務を果たすよう期待します。

一方、本市においては、新清水庁舎の津波浸水想定区域への移転が、市民の意向を無視して強行されようとしています。先の静岡市長選挙での出口調査やその後の世論調査では、市民の過半数は同移転について反対の意向を示しています。市民はこの問題を知れば知るほど反対が増えており、とても「市民の理解が得られている」とは言えない状況です。改めて「自治基本条例」に則り、市民の意見に基づいた市政運営を強く求めます。

私たち日本共産党静岡市議会議員団は、ひきつづき国民の声を無視する安倍暴走政治と真正面から対決し、市民の福祉と地域経済を守り発展させるため全力を尽くす決意です。

ここに、切実な市民要求に基づく「2020年度予算編成と行財政運営についての申し入れ」(別添)を提出しますので、予算編成作業において実現を図るよう要請します。

2020年度予算編成と行財政運営についての申し入れ

《重点要望》

- 1 南海トラフ巨大地震及び近年の異常気象に対応できるよう、防災対策を抜本的に見直すこと。
- 2 国民健康保険料を大幅に引き下げる。特に子どもの均等割は減免制度を創設すること。
- 3 市民の合意がない清水庁舎及び桜ヶ丘病院の津波浸水想定区域への移転は見直すこと。
- 4 海洋文化施設整備事業については、市民の理解と合意を得ること。
- 5 清水区の生涯学習交流館の利用料については、これまでの利用者団体の活動実績と経緯を踏まえ有料化しないこと。
- 6 緊急避難場所になっている学校の体育館などのバリアフリー化、エアコン設置、トイレの洋式化・増設を至急すすめること。
- 7 児童相談所の専門職員増員と経験の継承をはかり、子どもを守る体制を強化すること。里親支援センターに一層の財政支援を行うこと。
- 8 学校給食は無償化をめざし、当面半額とすること。
- 9 小中一貫教育については、問題点や課題を明らかにしたうえで検討を行い、導入を强行しないこと。
- 10 アセットマネジメント基本方針を見直すこと。とりわけ、市立認定こども園の民営化・統廃合、市営住宅の削減計画は撤回すること。

- 11 官製ワーキングプア解消、適正な下請単価の保障につながる、公契約条例を制定すること。
- 12 バス路線の拡充など、住民の足を守る公共交通政策を推進すること。
- 13 妊産婦医療費助成制度を新設すること。
- 14 持続可能な開発目標（SDGs）を市の各種計画に体系的に位置づけ、具体的な施策として展開すること。
- 15 憲法を改悪しないこと、安保法制廃止、消費税5%への減税、浜岡原発は再稼働せず廃炉、リニア中央新幹線建設中止を国にもとめること。

《各局個別要望》

総務局

1 区役所の権限充実について

- ① 区長が区独自予算の編成や執行ができるよう権限を拡充すること。
- ② 区民が区の事業と予算を提案できるようにするなど、区民の身近な区役所とすること。

2 職員の適正配置について

- ① 職員適正配置計画は抜本的に見直し、職員削減は中止し、正規職員を増員すること。また、非常勤職員を正規職員化すること。
- ② 成績主義にもとづく人事評価制度は、公務の職場になじまず行わないこと。
- ③ 職場の安全衛生と職員の健康管理対策を推進すること。
- ④ 2020年度から適用される会計年度任用職員について、賃金労働条件は正規職員並みとすること。

3 地方自治の確立について

- ① 市政の自主性を確保するために、国・県から副市長、局長などへの天下り人事を行わないこと。
- ② 立憲主義を徹底するために憲法を職員の研修項目に取り入れること。

4 マイナンバー制度について

- ① マイナンバー制度は、地方自治体に押し付けないよう国に申し入れること。
- ② 市として独自に利用範囲を拡大しないこと。

5 まちづくりについて

- ① まちづくりにあたっては、「市民が主人公」「市民主権」を貫き、市民参加と公開を徹底すること。
- ② 重要な施策の決定は住民投票制とすること。
- ③ 各種審議会への女性の参加枠は50%をめざすこと。市民公募枠を拡大し、多様な意見が反映されるようにすること。

6 浜岡原発について

- ① 浜岡原発は廃炉にするよう中電に申し入れること。また国に対しても同様な意見を提出すること。
- ② 安定ヨウ素剤を備蓄し配布する体制を整えること。
- ③ 地域防災計画に原子力防災編を位置づけて作成すること。
- ④ 避難計画を作成し訓練を実施すること。

7 南海トラフ巨大地震対策について

- ① 南海トラフ巨大地震対策は、県第4次被害想定にもとづき具体化すること。
- ② 高齢者・独居者・障がい者のひとたちを災害から守るための対策を万全にすすめること。

8 災害対策について

- ① ハザードマップに沿った災害対策を早急にすすめること。
- ② 河川敷が避難地になっているところは国との協議をすすめ、堤防ヘスロープを設置し、階段に手すりをつけること。
- ③ 緊急避難場所になっている学校の体育館などのバリアフリー化、エアコン設置、トイレの洋式化・増設を至急すすめること。
- ④ 避難所としてふさわしくない場所については見直しをすすめ、避難所の充実をすすめること。

9 平和行政について

- ① 平和都市宣言にふさわしく、平和行政を充実させ、予算増を図ること。
- ② 非核平和都市条例を制定すること。

10 国民保護計画は憲法違反であり、やめること。

11 自衛隊員の募集は憲法違反であり、やめること。

12 安保法制（戦争法）・共謀罪・秘密保護法は憲法違反であり廃止を国にもとめること。

企画局

1 公の施設の管理について

- ① 公の施設は直営を堅持すること。
- ② アセットマネジメント基本方針にもとづく、公共建築物の床総面積一律20%削減を見直すこと。施設のあり方は、住民の中で議論し合意をすすめること。

2 静岡市民文化会館の再整備について、ホールは、これまで培ってきた文化の拠点として、市民が利用しやすく演劇鑑賞などに適した十分なスペースを確保すること。

3 清水庁舎移転は、津波浸水想定区域に行わないこと。

4 リニア中央新幹線建設中止を国にもとめること。

財政局

- 1 官製ワーキングプア解消、適正な下請単価の保障につながる、公契約条例を制定すること。
- 2 公平・公正な入札執行について
 - ① 評価基準は公平・公正かつ客観的、合理的なものとし、情報公開をさらにすすめること。
 - ② 分離・分割発注の基準を設定し、地元の中小業者へ発注量を拡大すること。また、市発注の少額（100万円以下）工事を市内の希望する小規模事業者が受注できる制度を創設すること。
 - ③ 入札参加資格要件において、「市税完納」を「分納証明書」提出でも申請を受け付けるよう弾力的に対応すること。
- 3 行財政改革は、市民の利益最優先の立場を堅持すること。
- 4 消費税は、低所得者ほど重い負担となる不公平税制であり、市財政にも多大な影響を与えており、5%に引き下げるよう国に申し入れること。
- 5 大企業へ法人市民税の超過課税を行うこと。
- 6 地方交付税について
 - ① 地方交付税率の引上げ、税財源の地方移譲などを国に働きかけること。
 - ② 交付税算定における「トップランナー方式」をやめるよう国にもとめること。
- 7 市民税について
 - ① 市民税の減免制度の周知徹底を行うこと。
 - ② 換価の猶予の申請制度を周知して、市民が活用しやすくすること。
 - ③ 固定資産税は、収益還元方式に改めること。
 - ④ 都市計画税を値下げすること。
 - ⑤ 市税収納対策は、納税者の生活実態を最大限配慮し、高圧的な督促や差押えを行わないこと。
 - ⑥ 差押えの執行は納税者保護を原則とし、一律機械的に行わないこと。

市民局

1 有料化した斎場使用料を無料に戻すこと。

2 男女共同参画について

- ① 静岡市男女共同参画行動計画については、目標値の確実な達成を図ること。
- ② 審議会の女性登用率を当面 50%に引き上げること。

3 LGBTについて

- ① 関係者の意見、要望を聞く機会を増やすこと。
- ② 市民の理解を深めるための啓発活動を一層すすめること。

4 生涯学習施設について

- ① 生涯学習センター及び交流館は、アセットマネジメントの対象にせず、各地に整備する計画をすすめること。
- ② 清水区の生涯学習交流館の利用料については、これまでの利用者団体の活動実績と経緯を踏まえ有料化しないこと。

観光交流文化局

1 観光交流について

- ① 地域資源を生かした市内周遊観光、滞在型・体験型観光対策を一層強化すること。
- ② 清水港に寄港するクルーズ船の乗客が、市内を回遊する誘導策を拡充すること。

2 文化施設について

- ① 歴史文化施設は、平和資料館としての役割も持たせ、不戦・平和のメッセージを発信するものとすること。
- ② 文化施設の利用料金は引き下げる。特に清水マリナートの利用料金は高すぎるため事業者に見直しをもとめること。
- ③ 国宝久能山東照宮を観光資源として生かすためアクセスを改善し、日本平ロープウェイ料金を下げるため市が補助すること。また、市指定有形文化財旧エンバーソン住宅へのアクセスも改善すること。

3 歴史文化財保護について

- ① 文化財の保護は、指定文化財そのものだけでなく、保管している建物の耐震や防犯対策も一体のものとして行うこと。
- ② 地域にある文化財の保護は、本市の大切な地域資源として、地域住民任せにせず、市は人的にも財政的にも積極的に関与すること。

4 登山者等の安全について

- ① 南アルプスなど、登山道の案内板を整備すること。
- ② 環境保全、登山者の利便性向上となるトイレの適切な設置をさらにすすめること。
- ③ 登山道やハイキングコースの安全確保のため整備を一層すすめること。

5 スポーツの振興について

- ① 安倍川スポーツ広場に隣接して、水道、水洗トイレ、更衣室、シャワー室などの設置をすすめること。
- ② スポーツ広場を増設して、市民がスポーツを楽しめる条件整備を図ること。
- ③ 障がい者や高齢者等も利用しやすいように、各施設のバリアフリー化をさらにすすめること。
- ④ スポーツ施設等の利用料金は引き下げる。

- 6 ホビーショーや清水みなとまつり等に自衛隊を参加させないように、実行委員会などに要請すること。

環境局

1 市民の環境を守る環境対策について

- ① 静岡市における地球温暖化ガス排出削減目標は、2015年パリ協定にもとづき再検討し、削減計画を積極的にすすめること。
- ② 静岡市の特性を生かした太陽光、風力・中小水力など再生可能エネルギー普及は、積極的数値目標をたて、企業・市民の協力を得て計画的にすすめること。

2 ごみ減量について

- ① ごみ収集における家庭ごみの減量は、分別・資源化の強化で行うこと。
- ② 事業系ゴミ処理手数料・有料ごみ袋、また、し尿汲み取り料の値上げをしないこと。
- ③ 不燃ごみの収集は、ステーション方式と併用すること。
- ④ 拡大生産者責任による製造・販売の段階からリサイクルをすすめ、再利用の徹底を国にもとめること。

3 清掃工場について

- ① 直接溶融炉の運転・管理にあたっては、安全性を最優先にすること。
- ② スラグの公共事業や肥料への活用は慎重に行うこと。活用後の影響結果測定を定期的に実施し公表すること。

4 各地域の環境整備をすすめること

- ① 谷津山の放置された竹林の整備、伐採を行うこと。

保健福祉長寿局

1 住民の福祉、医療を最優先にする立場で、民生関連予算を大幅に増やすこと。

2 国民健康保険について

- ① 高すぎる国民健康保険料を引き下げるため、基金を有効に活用するとともに一般会計からの法定外繰入れを行うこと。
- ② 保険料算定について子どもの均等割の減免制度を創設すること。
- ③ 国民健康保険会計への国庫負担を、全国知事会の要望である1兆円規模に増額し、均等割、平等割を保険料の算定から外すよう国に要請すること。また、県単独交付金の復活にむけ、県に働きかけること。
- ④ 国民健康保険料の申請減免条件を緩和すること。
- ⑤ 国からの財政支援を活用し、法定軽減を拡充すること。
- ⑥ 滞納世帯に対する強権的納付折衝を改め、暮らし再建を優先させること。併せて、滞納に対する延滞金利を引き下げること。また、国にも働きかけること。
- ⑦ 国民健康保険法第44条の窓口一部負担金減免制度、保険料徴収猶予制度は、市民への周知を積極的にすすめること。

3 妊産婦医療費助成制度を新設すること。

4 「無料定額診療事業」利用者への調剤費助成制度を静岡市として行うこと。県、国にも助成を求めるここと。

5 生活保護について

- ① 生活保護基準の改悪をやめ、廃止された「老齢加算」や減額された「住宅扶助」を元に戻し、「夏季加算」を加えるよう、国に働きかけること。
- ② 扶養義務者からの源泉徴収票提示を保護の条件として強要しないこと。
- ③ 医療費を一部自己負担とする政令市長会の要請は撤回に向け働きかけること。
- ④ 生活困窮者のサポート体制を抜本強化するため、正規職員を増員すること。
- ⑤ 生活保護家庭に対するエアコン設置に補助を行うこと。

6 介護保険について

- ① 介護保険の認定軽度者の保険はずし、要介護 1・2 の利用料負担増撤回を国に要請すること。
- ② 介護保険への国庫負担割合を増やし、利用料 2 割・3 割負担は撤回するよう、国に強くもとめること。
- ③ 認定の軽度化や対象外などで介護保険サービスを利用できない高齢者のための福祉事業を充実させること。
- ④ 「福祉オンブズパーソン」制度をつくること。
- ⑤ 地域包括支援センターの役割が果たせるよう職員をさらに増員し、市が基幹センターの責務をしっかり担うこと。
- ⑥ 特養入所を「要介護度 3」以上に限定しないこと。併せて、待機者への特別支援策に取り組むこと。

7 高齢者福祉について

- ① 高齢者への祝意と激励のための敬老祝い金を、毎年 70 才以上すべてのお年寄りに支給し、増額すること。
- ② 高齢者のためのことぶき乗車券の支給を復活させること。敬老バスは 65 歳から対象とすること。

8 障がい者福祉について

- ① 1 障がい者手帳がなくても、「障がい者に準ずる」要介護認定者については、障がい者控除が適用できるよう、すみやかに認定書を交付すること。
- ② 障がい者自立支援法を廃止し、発達障がいや難病対策を含めた総合的な施策を推進するよう国に働きかけること。
- ③ 保健所の精神保健福祉相談員を増員すること。
- ④ 障がい者施設の人材確保に市として直接支援をすること。

9 高齢者医療制度について

- ① 75 歳以上の医療費は無料とするように国に働きかけること。
- ② 70 歳から 74 歳の医療費窓口負担を一割に戻すよう国に働きかけること。

10 65才以上のインフルエンザワクチン接種への助成をさらに拡充すること

11 難病対策施策について

- ① 市独自の難病対策施策を確立し、相談支援センターの体制を充実させること。
- ② 患者団体への補助を制度化し、医療費の自己負担を軽減すること。

12 桜ヶ丘病院の移転は、津波浸水想定区域に行わないこと。

13 脳せき髄液減少症について

- ① 市民への情報提供、相談活動に努めること。
- ② 市独自の医療費助成をすすめること。
- ③ 病気の解明をすすめ、支援の対象を拡大するよう国にもとめること。

14 飼い主のいない猫の避妊手術補助金を増額すること。

15 市立清水病院について

- ① 地域医療の中核病院の役割を果たせるよう、医師、看護師、その他の医療従事者を充実させること。
- ② 病床削減をしないこと。
- ③ 医療従事者の労働条件の改善を図ること。

子ども未来局

- 1 公的責任の後退につながる市立認定こども園の民営化・統廃合計画は撤回すること。
- 2 子育て支援新制度のもと、施設の設置基準、職員の配置基準を引き上げること。
- 3 営利企業の保育参入には、慎重に対応すること。
- 4 認可保育所を増設し、年度途中でも入所希望に対応できるようにすること。また、兄弟姉妹の同一園への入園について十分配慮すること。
- 5 保育士待遇改善について
 - ① 必要な保育士確保と助成制度を拡充すること。
 - ② 私立保育所職員給与の大幅改善を図り、公私格差是正をさらに拡充すること。
- 6 幼児教育・保育の無償化について
 - ① 0～2歳児についても無償化をすすめること。
 - ② 幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材費（副食費）については無償化もしくは負担軽減を行い、県に財政支援を要請すること。
 - ③ 無償化の対象となる認可外施設を限定する条例を制定すること。認可外施設への指導援助を強化し、認可化を促進すること。
- 7 私立保育所への耐震補強・補修などへの補助を拡大すること。
- 8 認可外保育所に対する補助金を増額すること。
- 9 児童館は、小学校区ごとに設置すること。
- 10 放課後児童クラブについて
 - ① 希望するすべての児童が入所できるように施設の増設を図ること。
 - ② 支援員を正規職員として待遇改善すること。
 - ③ 支援員や保護者の要望に応じ、施設の改善を図ること。

- ④ 放課後子ども教室に安易に融合させず、放課後児童クラブの位置づけを明確にすること。
 - ⑤ 民間放課後児童クラブ（企業除く）の補助を増額すること。
 - ⑥ 放課後児童クラブへの国予算を増やすよう国に対して働きかけること。
- 11 児童相談所の専門職員増員と経験の継承をはかり、子どもを守る体制を強化すること。里親支援センターに財政支援を行うこと。
- 12 子どもの貧困対策を実効ある計画とし、子ども食堂、居場所づくりなどで活動する民間団体を財政支援すること。
- 13 子ども医療費助成について
- ① 18歳年齢まで入通院とも完全無料とすること。
 - ② 県の補助金増額、国の制度化へそれぞれ働きかけること。入院時食事療養費の自己負担も助成の対象とすること。

経済局

【海洋文化都市推進本部】

海洋文化施設整備事業については、市民の理解と合意を得ること。

【商工部】

1 地域経済の振興について

- ① 一般会計比率で約2%の商工費を大幅に増額すること。
- ② 静岡市中小企業・小規模企業振興条例に、定期的な悉皆調査や施策を検討する審議会、地域資源の利活用を謳い、活用すること。
- ③ 小規模企業振興基本法にもとづき、小規模企業振興基本計画を策定して地域経済を振興すること。併せて小規模企業の事業計画への助成制度を創設すること。
- ④ 伝統工芸を守るため、生活保障などの施策を講じて後継者を育成し、技術の継承に取り組むこと。
- ⑤ 地場産業を守り、振興するため、事業環境の整備、販路拡大等を一層強めること。

2 中小業者や商店などの支援について

- ① 住宅リフォーム助成制度や小規模修繕工事登録制度を創設し、中小業者の仕事づくりをすすめること。
- ② 高崎市で実施している「まちなか商店リニューアル助成事業」を導入すること。
- ③ 空き店舗対策などを強化し、住民が集う商店街づくりをすすめること。
- ④ 事業者からの相談を待つのではなく、市が積極的に出向く「御用聞き型」の相談活動を推進すること。
- ⑤ 商店街付近の駐車場整備（駐車場設置費、駐車サービス券など）に対して市の補助をすること。

3 制度融資の拡充について

- ① 市の制度融資において、貸付限度額の拡大、据え置きや返済期間の延長、利子補給の拡大及び保証料への全額補助などを行うこと。
- ② 制度融資における「市税完納要件」について、「分納証明書」の提出があれば要件を満たすなど、弾力的な対応をすること。

【農林水産部】

1 農業の振興について

- ① 農業は地域経済を支える基幹産業と位置付け、6次産業化の推進など振興策を抜本的に強化すること。
- ② 若年就労者の育成、後継者づくりにつながる農地全体を対象にした基盤整備事業をすすめ、地元負担金をなくすこと。
- ③ 荒廃農地対策について市独自の補助制度を創設すること。
- ④ 有害鳥獣対策事業を拡充し、防除柵や箱罠への助成額を大幅に増額すること。
- ⑤ 日米FTAは締結しないように国にもとめること。

2 林業の振興について

- ① 公共施設の木質化など、地場産材の利活用を一層すすめること。
- ② 「柱・土台100本プレゼント」事業は経済波及効果が高く、今後も継続、拡充すること。
- ③ 木材や間伐材の切り出しコストの低減となる林道の整備を、より一層すすめること。

3 水産業の振興について

- ① 信用漁業協同組合が行う運転資金の融資に対して利子補給するなど、利率の軽減を行うこと。
- ② しづまえのブランド化をさらにすすめ、水産業の振興を図ること。

都市局

1 公共交通の整備について

- ① バス路線は、市民要求にそって、路線の維持、休止路線の復活を事業者にもとめること。なお、各循環バスは増便すること。
- ② 従来のバス路線廃止区域や高台・中山間地など交通不便地域にデマンドバスや自主運行バスをすすめること。また、高齢者の免許証返納に伴う足確保対策につとめること。
- ③ しづてつジャストラインにバス停附近に駐輪場の確保、拡充と、バス停の雨よけ、日よけ対策をもとめること。
- ④ しづてつ電車各駅への駐輪場設置及びスロープ設置などによるバリアフリー化促進を静鉄にもとめること。
- ⑤ しづてつ電車各駅に駐輪場をつくるようもとめること。
- ⑥ 高齢者、障がい者など社会的弱者が市内中心街に行けるよう、呉服町の歩行者天国の特定場所ではユニバーサルタクシーを許可するなど改善すること。

2 市営住宅の拡充整備について

- ① アセットマネジメント計画による市営住宅の削減は、実態に合わせ見直すこと。
- ② 市営住宅のバリアフリー化をすすめること。高齢者、障がい者対応の部屋を増やすこと。
- ③ 子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者の入居対策を早期にすすめ家賃减免制度を拡充すること。

3 民間賃貸住宅の家賃補助を創設すること。

4 個人木造住宅の耐震診断、耐震補強工事への助成制度を拡充すること。

5 住宅リフォーム助成制度を創設すること。

6 ブロック塀の撤去、改善事業の拡充と周知を行うこと。

7 公園整備について、全国、政令市平均に比べ、少ない都市公園の整備を着実にすすめること。

- 8 日本平公園整備事業は、名勝地にふさわしい自然を活かした公園として見直し、事業計画を縮減すること。
- 9 建築基準法にもとづく建築確認は行政が責任をもつ体制とすること。
- 10 マンション建設にかかる紛争防止条例を周辺住民の生活に支障を与えないことを優先する内容に改正し、福祉施設の近隣に建設する場合は制限を設けること。
- 11 日本平久能山スマートインターチェンジへのアクセス道路の整備を早急にすすめること。
- 12 大谷、小鹿のまちづくり計画について
 - ① 企業誘致は、雇用拡大に結びつくものを重視すること。
 - ② 区画整理事業は関係者の意見を尊重しすすめること。
 - ③ 計画の進捗状況をその都度、市民に公開しすすめること。
- 13 草薙駅周辺整備事業については、地元住民、近隣教育機関の要望を取り入れ安全で使いやすいものとなるようすすめること。
- 14 個別の地域要求を至急解決すること。
 - ① 葵区城東公園の老朽化したトイレを整備すること。

建設局

- 1 国直轄道路負担金及び県事業負担金は、廃止するよう国・県に働きかけること。
- 2 車いすなどの通行に支障がないように歩道の段差解消とバリアフリー化をさらにすすめること。
- 3 「静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画」に基づき自転車道整備を着実にすすめること。
- 4 通学路の安全対策をすすめること。
- 5 東町大岩線、日の出高松線の事業推進にあたっては、住民合意ですすめること。
- 6 急傾斜地崩壊防止対策、河川事業、海岸保全については、国・県に予算確保を強く要望し、早期に対策をすすめること。
- 7 巴川総合治水対策において、麻機遊水地第三工区、大谷放水路改修の早期実現を国に強く要望すること。
- 8 都市計画道路整備の見直しをさらにすすめ、生活に密着した道路の整備を優先的に行うこと。
- 9 個別の地域要求を至急解決すること。
 - ① 葵区セノバ前の横断歩道の段差解消または蛍光剤の塗布を行うこと。
 - ② 葵区賤機方面などに自転車専用道路の整備をすすめること。
 - ③ 葵区横内小学校西側の歩道整備を早急に行うこと。

消防局

1 消防力の整備・強化について

- ① 消防力の整備強化につとめ、消防力の基準に見合う職員の増員を図ること。
- ② 消防署・出張所・救急車・消防車などの適正配置に取り組むこと。
- ③ 消防団の定員確保につとめ、特に女性消防団員が活動しやすい環境づくりや施設整備をすすめること。

2 消防広域化については、常に検証を行い、より一層の消防力の向上を実現すること。

上下水道局

- 1 上下水道の市民負担等について、水道料金の値上げを行わないこと。
- 2 滞納対策は相手の状況を十分考慮し、安易な給水停止は行なわないこと。
- 3 下水道供用区域の未接続対策をすすめるためにも、都市計画税と二重徴収である下水道受益者負担金は廃止すること。
- 4 浸水対策プランを早期かつ着実に推進すること。
- 5 南海トラフ巨大地震に備えて、上下水道施設の耐震化を一層すすめること。
- 6 下水道整備見直し区域については、合併処理浄化槽の設置・更新に関して十分な支援を行い普及につとめること。

教育局

1 教育予算増額、どの子にもわかる授業、教職員の労働条件について

- ① 1学級の児童・生徒数に下限を設けない「静岡式35人以下学級」を完全実施するにあたり正規職員を増員配置すること。
- ② 国に定数改善と財源保障をもとめるとともに市独自予算で教職員定数を拡大すること。
- ③ すべての小学校に英語の専科教員を加配すること。また、学校事務員は正規職員として任用すること。
- ④ 教員に「一年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
- ⑤ 教員の時間外勤務の実態をタイムカード等で正確に把握し、教員の増員により多忙解消を早急に行うこと。
- ⑥ 非常勤教職員の勤務時間・日数を現場の実態にあわせて拡大すること。
- ⑦ 小規模校や中山間地校の子どもも平等に教育が受けられるよう、十分な予算を確保すること。校外学習、合同授業時の補助金を拡大するほか、中学校の職場体験学習時に必要な交通費を補助すること。
- ⑧ いじめ根絶にむけて、学校・地域・家庭の連携を強化すること。
- ⑨ 学力形成に有害な全国学力テストは実施しないこと。また、結果については公表しないこと。
- ⑩ 「目標管理による自己評価」「学校評価システム」の押し付けをしないこと。
- ⑪ 学校司書を5学級以下学校も含め、すべての学校に、専門・専任・正規で配置すること。学校図書購入費を増額すること。
- ⑫ 全小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置できるように増員すること。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが力を発揮できるよう、学校、教育関係者への啓蒙及び情報発信を強めること。
- ⑬ 教科書採択にあたり教職員と保護者市民の意見を充分反映させること。歴史をゆがめ侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。
- ⑭ 小中高校での平和教育をいっそうすすめること。児童・生徒の広島・長崎への派遣事業を実施すること。

2 小中一貫教育について

- ① 小中一貫教育については、問題点や課題の検討を行い導入を強行しないこと。

3 特別支援教育について

- ① 特別支援学級の単位は6人とすること。
- ② 特別支援教育支援員は必要な人員を確保するとともに、実態に即した配置を行うこと。
- ③ 中学校区単位に通級指導教室を設けること。

4 安心・安全の教育環境の確保について

- ① 全小中学校の普通教室へのエアコン設置は3年計画を前倒しし、すすめること。併せて、特別教室にもエアコン設置をすすめること。なお、エアコン設置後の電気代予算を十分確保すること。
- ② 全小中学校のトイレの洋式化は計画を大幅に早めること。
- ③ 老朽化した校舎、体育館等の改築を計画的にすすめること。
- ④ 学校の施設設備点検を行い、安全や衛生に問題がある場合は、直ちに改善すること。
- ⑤ 全校に正規の学校用務員を配置すること。
- ⑥ ブロック塀など通学路の安全対策をPTA、自治会の協力も得てすすめること。
- ⑦ 中山間地通学路の安全確保を一層すすめること。
- ⑧ 武道の必修化において、事故を絶対生まないように専門知識のある指導者を配置すること。脳せき髄液減少症の初期対応の研修を徹底すること。
- ⑨ 児童・生徒へのSNS対策をすすめること。

5 教育費の保護者負担軽減について

- ① 就学援助制度は、教育委員会への直接申請も認め、適用基準は生活保護基準の1.5倍へ拡充すること。制度周知を徹底、部活動費など支給項目を拡充すること。制度の拡充を国にもとめること。
- ② 生活保護基準引き下げを就学援助（新規申込者を含む）に連動させないこと。
- ③ 給付型奨学金制度について、大幅増額と対象の拡大を図ること。そのために篤志家による資金だけでなく市の制度として創設すること。あわせて、政府が示している対象・金額を抜本的に改善するよう国にもとめること。

6 学校給食について

- ① 学校給食費の無償化（当面半額）をすすめること。
- ② 大規模センター化、PFI方式の導入を改め自校方式にきりかえること。
- ③ 清水区の小学校の自校直営方式を堅持するとともに、学校調理施設は更新整備していくこと。
- ④ 地元の食材購入を拡大し、安全性のチェックを強化すること。
- ⑤ 調理員の待遇改善を図るとともに、原則として正規職員とすること。
- ⑥ 8月の登校日にも給食を提供すること。

7 市立図書館について

- ① 市立図書館司書は正規職員とし、非常勤司書の待遇改善を図ること。
- ② 学校図書と図書館の連携をさらに強めること。

内田　りゅうすけ　(清水区)

寺尾　昭　(駿河区)

杉本　まもる　(葵区)

－日本共産党静岡市議会議員団－

静岡市葵区追手町5番1号

T E L 054-254-2111 (内線 4541)

F A X 054-272-4695

Eメール yksf5@jcpss.jp

ホームページ <http://www.jcpss.jp/>
